

小田原市公共施設予約システムに関する規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市公共施設予約システムに関する規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和2年（2020年）9月14日（火）
意見提出期間	令和2年（2020年）9月14日（火）から同年10月14日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1)登録抹消の通知方法について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	登録抹消前の通知発生の有無について	A	本改正で抹消予定の利用者登録は約20,000件に及びます。一件一件の通知は費用面から対応が困難ですので、施行までに十分な期間を設け、ポスター・チラシ等を用いて各施設で十分に周知します。

(2)その他（質問など）について

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	利用実績の参照期間を6年間とする根拠について	D	本市で運用している類似例として図書館利用者カードがあります。そちらの例にならない6年間とします。
2	南足柄市の施設のみを使用していた場合は、利用登録は抹消されないのでしょうか？	D	南足柄市と共同利用をしているシステムですので、利用施設の所在地に関わらず6年間ご利用のない場合は利用者登録を削除します。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1		